# 給与支払報告書の書き方

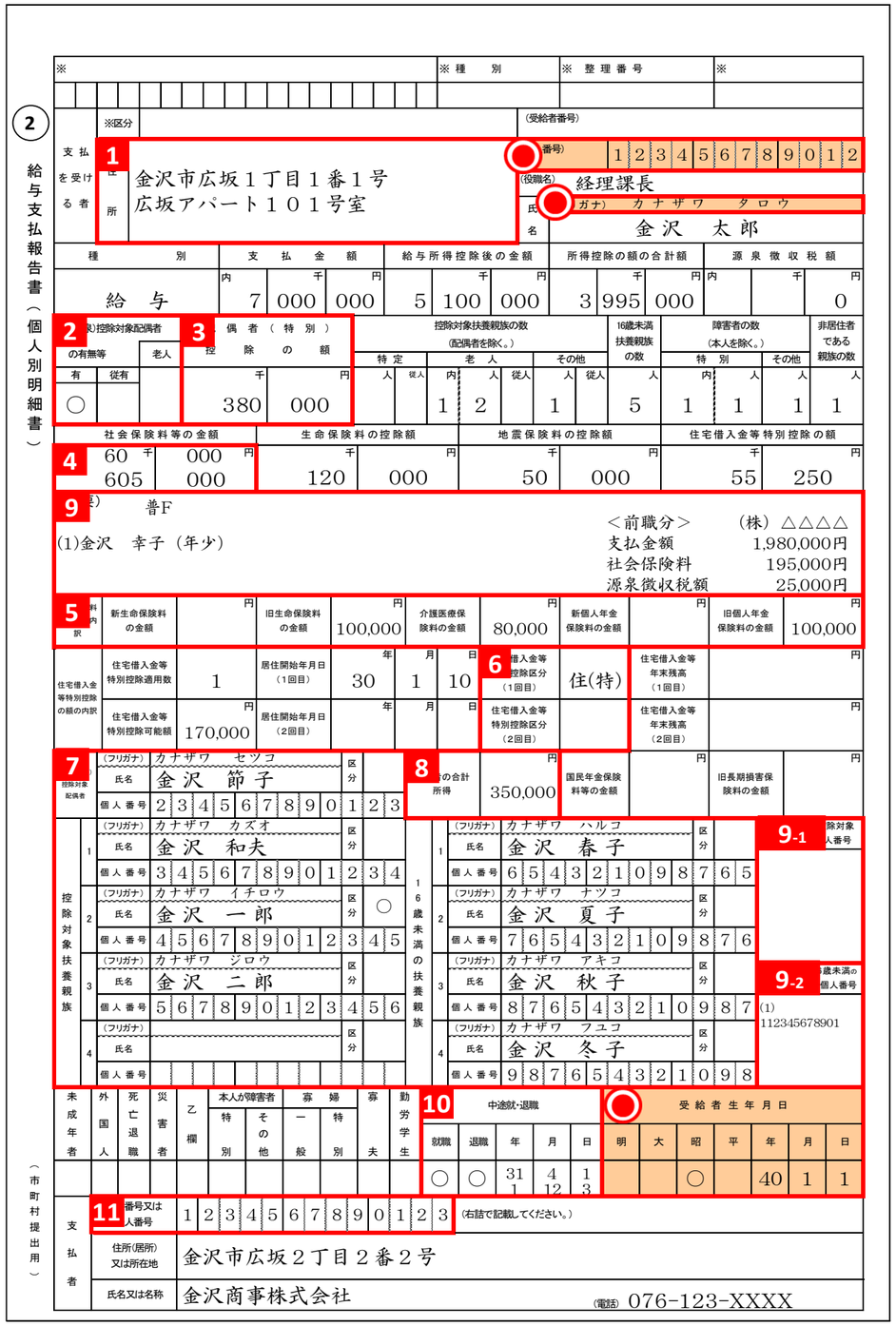


**【注意事項】**

- 給与支払報告書の訂正分を提出する場合、摘要欄に「訂正分」と朱書きしてください。
- 印字の状態により文字が正確に読み取れない場合があります。印字のズレやかすれ等がないか、提出前に一度ご確認をお願いします。

**◯個人番号、フリガナ、生年月日を必ず記載してください。**

**1 住所**

令和2年1月1日現在の住所（退職された方は、退職日現在の住所）を番地・アパート名・部屋番号まで詳細に記載します。
※金沢市以外の住所の方は、該当の市区町村へ提出してください。

**2 (源泉)控除対象配偶者の有無等**

控除対象配偶者又は源泉控除対象配偶者を有する場合は、「○」を記載します。
老人控除対象配偶者に該当する場合は、老人欄にも「○」を記載します。

**3 配偶者(特別)控除の額**

配偶者控除額又は配偶者特別控除額を記載します。

**4 社会保険料等の金額**

小規模企業共済等掛金がある場合は、上段の内書にその金額を、**下段に他の社会保険料との合計額**を記載します。

**5 生命保険料の□金額の内訳**

生命保険料控除がある場合は、**各保険料の支払額の内訳**を記載します。

**6 住宅借入金等特別控除区分**

住宅借入金等特別控除の適用がある場合、区分を次のように記載します。
住……一般の住宅借入金等特別控除の場合（増改築を含む）
認……認定住宅の新築等に係る住宅借入金等特別控除の場合
増……特定増改築等住宅借入金等特別控除の場合
震……東日本大震災によって自己の居住の用に供していた家屋が居住の用に供することができなくなった場合で、震災特例法第13条の2第1項の規定の適用を選択した場合
当該住宅の取得や増改築が**特定取得に該当する場合には、「(特)」と付記**します。

**7 扶養親族等の各欄**

(源泉)控除対象配偶者又は配偶者特別控除の対象となる配偶者、控除対象扶養親族及び16歳未満の扶養親族の**氏名、フリガナ**及び**個人番号**を記載します。
対象者が非居住者（国内に住所がない等）である場合には、区分の欄に「○」を記載します。
**※源泉徴収票とは異なり、給与支払報告書にはすべての扶養親族等について個人番号の記載が必要です。**

**8 配偶者の合計所得欄**

控除対象配偶者又は配偶者特別控除の対象となる配偶者の合計所得金額を記載します。
源泉控除対象配偶者の場合は、「所得の見積額」を記載します。

**9 摘要欄**

【1】控除対象扶養親族又は16歳未満の扶養親族が5人以上いる場合
5人目以降の対象者の氏名を記載します。このとき、氏名の前には括弧書きの数字を付し、**9-1** **9-2** 欄に記載する個人番号との関係がわかるようにしてください。
また、16歳未満の扶養親族の場合には「(年少)」、非居住者の場合には「(非居住者)」と付記してください。
**※この欄には個人番号を記載せず、9-1 9-2 欄に記載します。**
【2】普通徴収とする場合
普通徴収切替理由書の該当する符号（普A、普B等）を記載します。
※詳細は別紙「普通徴収切替理由書の記入における注意事項」を参照。
【3】他社分を含んで年末調整した場合
中途就職者の前職分など、他社分の給与を含んで年末調整した場合は、給与の支払者名、支払金額、社会保険料及び源泉徴収額を必ず記入してください。
また、総括表の「年末調整について」欄の“はい”に忘れず「○」を記入してください。
※摘要欄に前職分の給与等の記載がないと、支払金額に他社分を含んで年末調整しているかどうかの判断がつきません。
【4】本人の合計所得金額が1，000万円を超え、合計所得金額が38万円以下の配偶者を有する場合
配偶者控除の対象外ですが、障害者、特別障害者又は同居特別障害者控除の対象となります。
配偶者が障害者、特別障害者又は同居特別障害者に該当する場合、「氏名(同配)」と記載します。

**10 中途就・退職**

中途就職又は退職の場合には、日付を記載します。
両方に該当する場合は、両方とも○を付け、それぞれの年月日を2段書きで記載してください。

**11 個人番号又は□法人番号**

**必ず記載してください。**